

## 電子証明書運用に関する規則

平成 28 年 3 月 16 日制定

平成 28 年 12 月 19 日改定

ネットワーク専門委員会決定

### (目的)

第 1 条 この内規は、情報基盤センターが全学を対象に発行、登録または配布する電子証明書（以下、「電子証明書」と呼ぶ）の運用に係る事項について定める。

### (CP/CPS)

第 2 条 電子証明書の運用にあたっては、情報基盤センターは証明書ポリシー・証明書運用文書（以下、「CP/CPS」と呼ぶ）を定めて運用しなければならない。

二. CP/CPS は、全学に公開しなければならない。

三. CP/CPS は、発行局の CP/CPS と矛盾してはならない。

### (CP/CPS の統制)

第 3 条 情報基盤センターの定める CP/CPS は、ネットワーク専門委員会に報告しなければならない。

### (利用負担金)

第 4 条 電子証明書の利用者に対する利用負担金に関する事項の制定・変更・廃止についてはネットワーク専門委員会の承認を得なければならない。

二. センター長が特に必要と認めたときは、利用負担金の一部又は全額を免除することができる。

### (事務)

第 5 条 電子証明書運用に関する事務については、情報システム部情報基盤課ネットワークチームにおいて行う。

### (補則)

第 6 条 この内規に定めるもののほか、電子証明書の運用に関する必要事項はネットワーク専門委員会が定める。

以上